



医療体制等確保手当の対象拡大・専門看護手当の支給対象拡大について提案

9月22日、府立病院機構当局は、府職労・病院労組に対し「医療体制等確保手当の対象拡大について」「専門看護手当の支給対象となる認定看護師の対象拡大について」提案しました。協議期間は、10月20日までとしています。

医療体制等確保手当の対象拡大では、大阪母子医療センターにおいて小児輪番救急に従事する医師（通常の宿日直に従事する医師は除く。）に対し、宿直勤務で主担49,600円、副担24,800円、日直勤務で主担18,400円、副担9,200円を医療体制等確保手当として支給するとし、

非常勤医師に対しても特殊勤務加算額として、常勤職員の例により、同額を支給するとしています。

専門看護手当の支給対象の拡大では、従来の（公社）日本看護協会が認定する認定看護師に加え、（一社）日本精神科看護協会が認定する精神科認定看護師を追加すると提案がありました。（提案内容は下記参照）

府職労・病院労組は、手当の対象拡大であり、労働条件の改善につながる提案と考えています。協議期限までに職場からの意見を集約しながら、府立病院機構当局と折衝していきます。

医療体制等確保手当の対象拡大について(提案)

1 提案理由

大阪母子医療センターにおいて、泉州医療圏における小児輪番救急体制の安定的な維持を図ることを目的とし、地方独立行政法人大阪府立病院機構給与規程第40条に規定する医療体制等確保手当の対象を拡大するため。

2 内容

大阪母子医療センターにおいて小児輪番救急に従事する医師（通常の宿日直に従事する医師は除く。）に対し、以下の額を医療体制等確保手当として支給する。

非常勤医師に対しては、地方独立行政法人大阪府立病院機構非常勤職員給与規程第13条に基づく特殊勤務加算額として、常勤職員の例により、同額を支給する。

手当額	宿直勤務	主担:49,600円 副担:24,800円	日直勤務	主担:18,400円 副担:9,200円
-----	------	--------------------------	------	-------------------------

3 実施日

令和5年10月25日(水)

4 協議期間

令和5年9月22日(金)から令和5年10月20日(金)まで

専門看護手当の支給対象となる認定看護師の対象拡大について(提案)

1 提案理由

地方独立行政法人大阪府立病院機構給与規程第55条に規定する専門看護手当の支給対象となる認定看護師の対象を拡大するため。

2 内容

給与規程第55条第1項第1号に規定する「理事長が指定する認定看護師」として、従来の（公社）日本看護協会が認定する認定看護師に加え、（一社）日本精神科看護協会が認定する精神科認定看護師を追加する。

3 実施日

令和5年11月1日(水)

4 協議期間

令和5年9月22日(金)から令和5年10月20日(金)まで